

告 示

埼玉県告示第十四百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 三郷市戸ヶ崎三丁目計画

埼玉県三郷市戸ヶ崎三丁目五百七十七番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者
未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年七月二十五日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一千二百五十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台
駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台
荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三〇平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六立方メートル
ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前九時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年十一月二十四日

二 縦覧期間

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課